香川県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金交付要綱

（通則）

第１条　香川県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金（以下「本給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和８年１月 26 日付け医政発 0126 第 67 号厚生労働省医政局長通知・医薬発 0126 第１号厚生労働省医薬局長通知）、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本給付金は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、医療機関等が物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、医療機関等に給付金を支給することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第３条　本給付金は、有床診療所（医科・歯科。以下同じ。）、無床診療所（医科・歯科。以下同じ。）及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から本給付金の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下同じ。）が行う以下の事業に必要な経費を支給するものとする。

(1)　有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションが行う賃上げ（以下「賃上げ支援事業」という。）

(2)　有床診療所及び無床診療所が、令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応（以下「物価支援事業」という。）

（給付対象施設等）

第４条　本給付金の給付対象となる施設、給付対象となる事業、支給額及び留意事項等の本給付金における具体的内容は、別表に掲げるものとする。

（交付申請等）

第５条　給付金を受けようとする対象施設の運営主体等（以下「申請者」という。）は、第１号様式及び第２号様式（申請者が訪問看護ステーションである場合は第３号様式及び第４号様式）を、別途定める日までに知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

（交付決定及び額の確定の通知）

第６条　知事は、前条第１項に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行うとともに、交付すべき給付金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第７条　知事は、前条の規定による交付決定及び額の確定後に、申請者に対し、給付金を交付するものとする。

（賃金改善報告）

第８条　申請者は、賃上げ支援事業に係る給付金の交付を受けたときは、賃金改善報告書を、別途指定する様式により、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第９条　この給付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)　事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2)　事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3)　給付金と事業に係る収入と支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(4)　本給付金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付決定の取消し及び給付金の返還）

第 10 条　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に給付金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができ、申請者は知事からの請求に応じ給付金を返還しなければならない。

(1)　この要綱に違反したとき

(2)　給付金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき

(3)　その他不正な手段により給付金の交付を受けたことが明らかとなったとき

（加算金）

第 11 条　前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられ給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

３　第１項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（延滞金）

第 12 条　第 10 条又は別表（第４条関係）の規定により給付金の返還を行うべき者が、知事が指定する納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

２　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を行うべき給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

３ 前条第３項の規定は、第１項の延滞金について準用する。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第 13 条　第５条及び第８条の規定による申請等については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年２月１７日から施行する。

別表（第４条関係）

１　賃上げ支援事業

<table>
<tr><td>（1）給付対象施設</td><td>第３条に掲げる有床診療所、無床診療所、訪問看護ステーションのうち、以下①又は②に該当する施設。（以下「対象医療機関等」）
①令和８年３月１日時点でベースアップ評価料※1を届け出ている施設
②現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない※2有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を、令和８年６月１日時点で届け出ることを誓約する施設※3
※1 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。
※2 例えば、医師又は歯科医師である院長と、医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの診療所など。
※3 賃金改善報告書（様式は別途指定）において、令和８年６月１日から、令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告する。なお、現在、国において当該評価料の内容が検討されており、今後、変更があり得ることから、結果として当該評価料の対象とならなかった場合の取扱いは、返還も含めて、香川県及び厚生労働省と協議の上、決定する。</td></tr>
<tr><td>（2）支給額</td><td><table><tr><th>区分</th><th>支給額</th></tr><tr><td>有床診療所＜３床以上＞</td><td>7.2 万円×許可病床数</td></tr><tr><td>有床診療所＜２床以下＞</td><td>15.0 万円×１施設</td></tr><tr><td>無床診療所</td><td>15.0 万円×１施設</td></tr><tr><td>訪問看護ステーション</td><td>22.8 万円×１施設</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（3）給付対象事業（対象医療機関等が実施すべき取組み）</td><td>対象医療機関等は本給付金を活用して、対象職員の賃金改善を行うこと。
①　賃上げの対象職員
対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者(非常勤職員含む。)※4
※4　対象医療機関等の管理者、対象医療機関等を開設する法人の理事長、対象医療機関等を運営する個人事業主は対象外
②　賃金改善の内容
ア　原則として、本給付金を活用して、令和７年 12 月から令和８年５月までの間に対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
イ　賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和７年 12 月から令和８年３月までの最大４ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和８年３月までの間に対象職員に支給することとしても可。ただし、その場合は４月から５月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和８年６月１日から行うこと。
ウ　賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
エ　定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に本給付金を充てることはできない。
〔補足事項〕
令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。</td></tr>
</table>

（４）留意事項	①賃金改善の水準及び配分について ア　事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。 イ　著しく偏った配分（一例として、一部の対象職員のみに賃金改善を集中させる、同一法人内の一部の施設のみに賃金改善を集中させる等）は行わないこと。 ウ　なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和８年６月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。 ②給付金の返還について ア　対象医療機関等は本給付金を活用して令和８年３月までの間に賃金改善を実施し、６月１日からベースアップを実施したことを、知事に報告する。具体的には、賃金改善報告書（様式は別途指定）を別途定める日までに知事に提出し、知事は（２）で算定した支給額の全部が（３）の内容に充てられていることを確認する。その確認の結果、（２）で算定した支給額の全部又は一部が（３）の内容に充てられていなかった場合、対象医療機関等は当該未充当部分を返還するものとする。 イ　令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合、対象医療機関等は給付金の全部を返還するものとする。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認める場合はその限りではない。 ウ　申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合、又は賃金改善報告書を提出しない場合、対象医療機関等は給付金の全部を返還するものとする。

２　物価支援事業

<table>
<tr><td>（１）給付対象施設</td><td colspan="2">第３条に掲げる有床診療所及び無床診療所
（ベースアップ評価料の届出は不要）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（２）支給額</td><td>区分</td><td>支給額</td></tr>
<tr><td>有床診療所＜14 床以上＞</td><td>1.3 万円×許可病床数</td></tr>
<tr><td>有床診療所＜13 床以下＞</td><td>17.0 万円×１施設</td></tr>
<tr><td>無床診療所</td><td>17.0 万円×１施設</td></tr>
<tr><td>（３）留意事項</td><td colspan="2">①　歯科技工所への対応について
給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。
②　給付金の返還について
給付金の支給を受けた有床診療所及び無床診療所が、以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給された給付金の全部を返還するものとする。
ア　給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認める場合はその限りではない。なお、令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。
ｲ　申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。</td></tr>
</table>